

地域ポイント導入業務受託候補者選定 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

地域ポイント導入業務

(2) 委託業務の目的

地域ポイント導入業務は、石川県広域データ連携(以下、「IDCP」という。)を活用し、「域内経済活性化」、「県民の行動変容」、「地域コミュニティ活性化」、「行政事務の効率化」を促進するため、県内で利用可能なデジタル地域ポイントを付与するものである。

(3) 業務内容

「地域ポイント導入業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 予算上限額

16,500千円(消費税のほか本業務に必要な一切の経費を含む。)

2. 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 本プロポーザルに係る書面審査の実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和6年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4) 参加申込書の提出期限の翌日から本プロポーザルに係る提案書の審査実施日までのいずれの日においても石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(6) 令和4年以降に、自治体が発注する当該業務と同種又は類似の業務を受託した実績を有し、全国的な見地から情報を収集し、本県各地域で参考となる事例を提供できるなど業務を遂行するに足る能力を有する者であること。

3. スケジュール

(1)募集の公告 (石川県デジタル推進監室の HP に掲載)	令和6年10月21日(月)
(2)質問受付	令和6年10月28日(月)正午まで
(3)参加申込書の提出期限	令和6年11月6日(水)午後5時まで
(4)企画提案書等の提出期限	令和6年11月11日(月)午後5時まで
(5)委託候補者選定委員会	令和6年11月中旬
(6)選定結果の通知	令和6年11月中旬
(7)選定業者との契約	令和6年11月下旬

4. 申込方法等

(1)申込み

参加申込書(様式1)を令和6年11月6日(水)午後5時までに電子メールにより提出すること。参加申込書を提出した者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、本要領に定める辞退届(様式3)を速やかに提出すること。

(2)企画提案に係る質疑

質問書(様式2)を令和6年10月28日(月)正午までに電子メールにより提出すること。口頭(電話含む)による質問は受け付けない。回答は、令和6年10月31日(木)までに石川県ホームページに掲載する。

5. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、本要領に定める以下の書類を提出期限までに提出すること。

(1)提出書類

	提出書類	様式	備考
1	企画提案書	自由	・企画提案書作成要領(様式4)に記載の事項を含むこと。
2	機能要件一覧	指定	・機能要件一覧に対応可否を記載すること。
3	見積書	自由	・宛先は「石川県知事 馳浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。 ・地域ポイントの開発費用、IDCP のアカウント連携費用、運営費用の費用明細を明確にすること。 ・見積金額が1(5)を上回っている場合は、審査の対象としない。

(2)提出部数

各1部 ※電子データによる提出も行うこと

(3)提出期限

令和6年11月11日(月)午後5時(必着)

(4)提出方法

郵送、持参、電子メール

(5)その他

提出された提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

6. プロポーザルの審査

本プロポーザルの審査にあたっては、地域ポイント導入業務審査委員会において、提出された参加申込書及び提案書の内容について審査を行い、最も優れた者を受託候補者として選定する。

審査項目及び評価点の配点(合計 100 点)は以下のとおりとする。

評価基準		配点
審査項目	評価内容	
企画提案	仕様書の内容を理解し、実現性の高い提案となっているか。	50
	県内全域に広くポイント利用店舗が確保できる計画となっているか。	
	職員向け研修は、アプリの概要や操作を知る上で十分な内容となっているか。	
スケジュール	作業とその実施時期は具体的であるか。日程に無理はないか。	10
業務履行能力	実施体制・運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか。	20
	事業実施にあたり十分なノウハウを備えているか。	
予算	事業の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。	10
その他	仕様書に記載がない、又は記載内容を超えるものの、本業務の目的を達成する上で、有益な提案ができているか。	10
合 計		100

7. 選定結果の通知

審査結果は、提案に参加した者全てに対し、電子メール又は文書により通知する。審査結果について、異議の申し立ては認めないものとする。

8. 契約の締結

- (1) 県は、審査会で選定した者(以下「候補者」という。)と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約時期は、令和6年11月下旬を予定している。

9. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 参加申込書や提案書及び契約手続きにおいて、使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。
- (4) 参加申込書や提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ・記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

・虚偽の内容が記載されているもの。

(5)提出された全ての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となるが、提案者に無断で公開しない。

(6)参加申込書や提案書の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。

(7)本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、個人情報保護法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

10. 問合せ先・書類等提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進監室

地域デジタル推進課 地域 DX 推進グループ

電話番号 076-225-1243

電子メール e120300@pref.ishikawa.lg.jp